

措置の通知書

青市監報告第 231 号関係分

環境部

指摘事項	措置状況
<p>【清掃管理課】</p> <p>□ 売却済の重要物品について、青森市財務規則に定められた返納・処分事務がされていない。</p> <p><青森市財務規則第 239 条・第 240 条></p>	<p>□ 当該重要物品について、管財課を通じて平成 30 年 12 月 19 日に売却先を決定し、平成 31 年 3 月 5 日付けで譲渡していましたが、青森市財務規則の確認不足により、返納・処分処理を行っていませんでした。指摘後、青森市財務規則に基づき、適正に処理しました。</p> <p>　　今後は、事務に遺漏のないよう、適正な管理の徹底に努めます。</p>

(別紙)

措置の通知書

青市監報告第 231 号関係分

企画部

指摘事項	措置状況
<p>【企画調整課】</p> <p><input type="checkbox"/> 旅行命令書において、鉄道の運賃を誤って計算していた。</p> <p>【競輪事業所】</p> <p><input type="checkbox"/> 売却済の重要物品について、青森市財務規則に定められた返納・処分事務がされていない。</p> <p><青森市財務規則第 239 条・第 240 条></p>	<p><input type="checkbox"/> 旅行期間が繁忙期ではない期間を、繁忙期料金で計算していたものです。旅費の計算をやり直し、旅行命令を変更の上、過払い分については返納としました。</p> <p>　　今後は、旅費積算時における確認を徹底し、適切な処理に努めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 重要物品の処分に当たり、担当者の認識誤り・確認不足が原因により発生したものであり、指摘後、速やかに青森市財務規則等に基づき、適正に返納・処分事務を実施しました。</p> <p>　　今後は適正な事務処理をし、再発防止に努めます。</p>

措置の通知書

青市監報告第 231 号関係分

市民部

指摘事項	措置状況
<p>【市民協働推進課】</p> <p>□ 不動産（土地の定着物）について、青森市財務規則施行マニュアルに定められた所要の手続きがなされていない。 ＜青森市財務規則施行マニュアル第 212 条関係＞</p>	<p>□ 公有財産の変動があった場合、財産台帳に登録し、その旨を公有財産異動通知書により総務部長に通知しなければならない（青森市財務規則第 213 条及び第 217 条）と規定していることは承知していましたが、変動があった際にシステム管理へ移行を行うべきものと誤認していました。</p> <p>このため、青森市財務規則施行マニュアルが、財産管理システムの管理対象とする不動産について、変動がなかったことから、引き続き、帳票の財産台帳のままで管理してきたものです。</p> <p>しかしながら、改めて管財課に確認したところ、変動がなかったとしても、過去に取得済みで登録されていないものについては漏れがないよう登録を促す指導内容であったため、速やかに財産管理システムへ登録し改善しています。</p> <p>今後は公有財産の管理を徹底し、再発防止に努めます。</p>
<p>【人権男女共同参画課】</p> <p>□ 重要物品について廃棄済であるが、返納・処分事務がされていないものがあった</p>	<p>□ 青森市男女共同参画プラザの自動販売機用ごみ箱（重要物品）は、汚損が目立ち、</p>

(別紙)

た。

<青森市財務規則第 239 条・第 240 条>

活用の見込みがないため廃棄しましたが、返納・処分事務を行っていませんでした。指摘後、速やかに財務会計システムにおいて備品の返納処分を行いました。

今後は、備品の返納処分が必要となった際には、適時適切に財務会計システムからの抹消を行うとともに、物品については、青森市財務規則に基づき適正に管理してまいります。